



29年度 公文書開示（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
13	H29.7.28	H29.8.10	特定商取引に関する法律第39条第1項に基づく業務の一部停止命令及び同条第5項に基づく公表について(株式会社〇〇)	24	1						1	1							(7条3号) 本件処分に関する事業者提出書類については、事業者の判断・運営情報等が明らかになり、事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため (7条4号) 印影については、偽造等犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると認められるため (7条6号) 行政処分を行うための調査については、非公開で行うこととしており、調査方法及び情報収集手段を公にすると、正確な事実の把握が困難となり、調査に支障をきたすおそれがあり、事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局消費生活部取引指導課
14	H29.7.28	H29.8.14	理由説明書(28選総第1274号) 第173回から第177回までの各回東京都情報公開審査会第一部会速記録及び審議資料				1			1		1							(7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する恐れがあるため (7条5号) 本件対象公文書は、東京都情報公開審査会における審議、検討に関する情報であり、公にすることにより、将来の同種の審議について、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
15	H29.7.28	H29.8.14	諮問第1000号に対する審査会事務局の見解に関する記録及び資料の全て				1												東京都情報公開審査会は不服申し立て案件に対する具体的な見解について記録及び資料を作成しないため、請求に係る公文書は存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
16	H29.8.1	H29.8.14	学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成26年度及び平成27年度決算)並びに「1資金収支計算書」「2事業活動収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成28年度決算)	9	1						1								(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
17	H29.8.4	H29.8.14	学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表(A表)「1学校法人資金収支計算書」、「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」(平成28年度決算)	3	1						1								(7条3号) 財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
18	H29.8.1	H29.8.15	宗教法人〇〇の規則(2002年〇月〇日変更認証の規則)	12	1															生活文化局都民生活部管理法人課
19	H29.8.1	H29.8.15	宗教法人〇〇の規則(1953年〇月〇日設立認証及び1961年〇月〇日変更認証の規則)	17	1						1	1							(7条2号) 責任役員の氏名は、個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるため (7条4号) 印影は、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
20	H29.8.1	H29.8.15	〇〇寺に関する墓地の管理規程の全て				1												当該文書については実施機関において取得しておらず、存在しないため	生活文化局都民生活部管理法人課
21	H29.7.14	H29.8.17	(1)平成3年度第四回(第482回)東京都私立学校審議会答申 (2)〇〇高等学校の〇〇設置要項 (3)平成3年度第4回東京都私立学校審議会本会議事録(〇〇高等学校の〇〇設置認可に係る議案部分) (4)平成3年度第4回東京都私立学校審議会第3部会会議録(〇〇高等学校の〇〇設置認可に係る議案部分)	6	1															生活文化局私学部私学行政課
22	H29.7.14	H29.8.17	〇〇高等学校の〇〇課程の設置認可に関して、部局(生活文化局私学部私学行政課など)が私立学校審議会において審査ないし審議を行った資料				1												実施機関では対象となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学行政課
23	H29.7.14	H29.8.17	(1)平成9年度第1回東京都私立学校審議会(第545回)答申 (2)平成9年度第1回東京都私立学校審議会本会議事録(〇〇高等学校の学則変更認可に係る議案部分) (3)平成9年度第1回東京都私立学校審議会第3部会会議録(〇〇高等学校の学則変更認可に係る議案部分)	5	1															生活文化局私学部私学行政課
24	H29.7.14	H29.8.17	〇〇高等学校の学則変更要項	1	1						1								学年別生徒数の推移については、開示により法人の経営状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
25	H29.7.14	H29.8.17	〇〇高等学校(〇〇課程)の学則変更認可に関して、部局(生活文化局私学部私学行政課など)が私立学校審議会において審査ないし審議を行った資料				1												実施機関では対象となる公文書を作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局私学部私学行政課

29年度 公文書開示（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	非開示	存在 存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号	9号			
26	H29. 8. 3	H29. 8. 17	宗教法人の規則認証に関する書類（平成27年〇月〇日申請）及び事務所備え付け書類の写しの提出について（平成25年から平成29年まで）	64	1				1	1	1								(7条2号)責任役員等の氏名、住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため (7条3号)儀式、沿革に関する記載、財産・収支の状況等に関する詳細な情報、役員の就任状況等は、宗教法人の内部管理に関する情報であり、宗教行為及び信仰に関連する情報が含まれているため、公にすることにより当該法人の権利その他利益が損なわれると認められるため (7条4号)印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため (7条6号)事業の内容、財産・収支の状況等に関する詳細な情報は、宗教法人の事務運営に関する情報であり、公にすることにより宗教法人法に基づく申請、届出等について、法人の協力が得られなくなり、宗務行政の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため	生活文化局都民生活部管理法人課
27	H29. 8. 6	H29. 8. 17	平成25年〇月〇日付特定非営利活動法人解散届出書及び履歴事項全部証明書（特定非営利活動法人〇〇）	4	1						1								(7条4号)印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
28	H29. 8. 7	H29. 8. 21	29生広情第137号の開示決定書で開示された受信メール（文書）を入手するように東京都生活文化局情報公開課担当者が指示を受けた文書（メール含む）				1												請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
29	H29. 8. 7	H29. 8. 21	東京都生活文化局情報公開課長及び情報公開課担当職員2名に関する年間出勤簿（平成28年度及び平成29年度分）	7	1					1									(7条2号)休暇等に関する情報については、個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため	生活文化局広報広聴部情報公開課
30	H29. 8. 7	H29. 8. 21	次長の兼職について	1	1															生活文化局総務部総務課
31	H29. 8. 7	H29. 8. 21	兼職の承認について（28生総第1645号）	24	1						1								(7条4号)印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局総務部総務課
32	H29. 8. 7	H29. 8. 21	(1) 28生企文第1065号 (2) 公益財団法人東京都歴史文化財団理事及び副理事長の選任について（承認） (案)	2	1															生活文化局文化振興部企画調整課
33	H29. 8. 7	H29. 8. 21	(1) 公益財団法人東京都歴史文化財団理事及び副理事長の選任について（協議） (2) 公益財団法人東京都歴史文化財団の業務運営に関する協定書	3	1						1								(7条4号)印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課
34	H29. 8. 7	H29. 8. 21	次長が兼職した後平成29年3月31日まで、両国の歴史文化財団事務局に行った交通費の精算が分かる文書				1												当該文書については実施機関において作成、取得はしておらず、存在しないため	生活文化局総務部総務課
35	H29. 8. 8	H29. 8. 21	学校法人〇〇の私立学校教育助成金調査表（A表）「1学校法人資金収支計算書」、 「2学校法人消費収支計算書」及び「3貸借対照表」（平成26年度及び平成27年度決算）並びに「1資金収支計算書」、「2事業活動収支計算書」及び「3貸借対照表」（平成28年度決算）	9	1						1								(7条3号)財務諸表の小科目等詳細な項目については、開示することにより法人の収入・支出及び財産の状況を相当程度具体的に把握することが可能となり、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局私学部私学行政課
36	H29. 8. 9	H29. 8. 21	次長の兼職について	1	1															生活文化局総務部総務課
37	H29. 8. 9	H29. 8. 21	兼職の承認について（28生総第1645号）	24	1						1								(7条4号)印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局総務部総務課
38	H29. 8. 9	H29. 8. 21	(1) 28生企文第1065号 (2) 公益財団法人東京都歴史文化財団理事及び副理事長の選任について（承認） (案)	2	1															生活文化局文化振興部企画調整課
39	H29. 8. 9	H29. 8. 21	(1) 公益財団法人東京都歴史文化財団理事及び副理事長の選任について（協議） (2) 公益財団法人東京都歴史文化財団の業務運営に関する協定書	3	1						1								(7条4号)印影については、公にすることにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報であるため	生活文化局文化振興部企画調整課
40	H29. 8. 9	H29. 8. 21	職務に関する働きかけについての対応記録票（平成28年12月分）	1	1															生活文化局総務部総務課
41	H29. 8. 9	H29. 8. 21	職務に関する働きかけについての対応記録票（平成29年1月及び同年2月分）	2	1						1								(7条3号)事業者の名称については、法人に関する情報であり、公にすることによって当該法人の競争上又は事業運営上の地位その他の社会的地位が損なわれると認められるため	生活文化局総務部総務課
42	H29. 8. 17	H29. 8. 21	特定非営利活動法人〇〇の役員変更等届出書類（ただし、住民票は除く。）（平成18年〇月〇日收受分16件）	59	1					1	1								(7条2号)監事、代表権のある理事以外の理事の氏名、住所又は居所並びに勤務先名称については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号)印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課

29年度 公文書開示（8月決定分） 生活文化局

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									非開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	非開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
43	H29. 8. 10	H29. 8. 24	平成26年〇月〇日付特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書類（住民票を除く。）	33	1						1	1								(7条2号) 申請者、代表権のある理事以外の理事、監事、社員、設立代表者、出席者、議長、議事録署名人、に関する氏名、住所又は居所並びに電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
44	H29. 8. 10	H29. 8. 24	情報公開審査会に諮問された諮問第924号から第1084号の中で情報公開条例第27条に基づき口頭意見陳述が実施された記録文書				1													東京都情報公開審査会において、諮問第924号から第1084号の口頭意見陳述を請求日時点では実施していないため、請求に係る公文書は実施機関において作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
45	H29. 8. 14	H29. 8. 28	非開示決定通知書「29生広情第293号」の非開示理由「異議申立人の異議申立書における主張等を踏まえて審査会が判断した事項は、すべて答申に記載されている」に於て、広報広聴部情報公開課が答申第779号のpage 3記載の争点「本件、member.Metro.Tokyo.Jpドメインのメールサーバのログを参照すれば情報隠蔽の有無は自明である」に対する審査会の見解と判断した文書の該当箇所を含むページ				1													請求に係る公文書は作成及び取得しておらず、存在しないため	生活文化局広報広聴部情報公開課
46	H29. 8. 14	H29. 8. 28	公文書の一部開示決定について（29生広情第137号）	14	1						1	1	1							(1) 起案用紙及び別紙(案)に係る開示請求者の名称及び所在地、請求年月日及び請求内容 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため(7条2号) 記載された内容を公にすることにより、今後公文書の開示請求をしようとする者が、自身の行う開示請求に係る情報を他者等に明らかにされることを懸念し、その請求をちゅうちょする可能性が存することは否定できず、その結果、東京都情報公開条例全文に規定する「構成で透明な都政の推進と都民による都政への参加の促進による開かれた都政」の実現を図る上で重大な支障を及ぼすおそれがあるものと認められるため(7条5号) (2) 対象公文書(メール文書)に係る職員以外の氏名 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため(7条2号) (3) 対象公文書(メール文書)に係るメールアドレス 個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものであるため(7条2号) 開示することにより、業務と関連のないメールが送信される等、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため(7条6号) (4) 開示請求書に係る宛先、日付、開示請求者の氏名、郵便番号、住所、電話、開示請求に係る公文書の件名又は内容及び公文書の開示を必要とする理由 (1) 記載の各号の理由と同	生活文化局広報広聴部情報公開課
47	H29. 8. 15	H29. 8. 28	特定非営利活動法人〇〇の設立認証申請書（住民票を除く。）、設立登記完了届出書類、役員変更届出書類（平成20年收受分2件、平成21年收受分3件、平成25年收受分1件）、平成19年度事業報告書類及び定款変更届出書類	66	1						1	1								(7条2号) 申請者、設立代表者、議長、議事録署名人、監事、代表権のある理事以外の理事及び社員等に関する氏名、旧姓、ペンネーム、住所又は居所並びに電話番号については、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため (7条4号) 印影については、公にすることにより、偽造等の犯罪の予防に支障を及ぼすため	生活文化局都民生活部管理法人課
48	H29. 8. 15	H29. 8. 28	次長の兼職について	1	1																生活文化局総務部総務課
49	H29. 8. 25	H29. 8. 30	特定非営利活動法人〇〇の「財産目録」「貸借対照表」（平成16年〇月〇日付）及び事業報告書類（平成16年から平成19年までの毎年收受分1件、平成21年收受分2件、平成22年、平成23年及び平成25年收受分各1件）	32	1						1									(7条3号) 金融機関名、借入先企業名、売掛金企業名及び所在地、仮入先企業名及び個人名並びに金融機関名及び支店名については、法人の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であり、公にすることにより、法人の競争上又は事業運営上の地位が損なわれるため	生活文化局都民生活部管理法人課